

令和3年度 銚子市都市計画審議会 質疑応答概要

【質問】

解体後の跡地利用の関係で仮置場という話があったが、具体的にどのようなものなのか。

【回答】

旧清掃センター跡地は、現在、この後の活用予定が決まっていないため、空いている公有地の一つとして、災害時に発生する廃棄物の一時的な仮置場の候補として検討しているというものです。

【質問】

令和3年度に策定予定の災害廃棄物処理計画というのは、令和4年3月までに生活環境課で策定し、その中に今まで話をしていたようなことが計画に入り、災害廃棄物の仮置場以外の活用がその計画に入るという理解でよいか。

【回答】

災害廃棄物処理計画上の仮置場の位置づけは、具体的な場所を明記することに限らず、公有地で空いている土地を活用するという基本的な考え方を示すものです。この計画に基づいて、個々の実施計画の中で、候補地として具体的な場所を挙げておく必要があるかどうかも含め、検討しているところです。

【質問】

旧清掃センターの解体に伴い、周辺住民などの理解を得ているのか、説明してほしい。また、仮置場ということで、ここが将来的にどうなるのか理解できた。しかし、災害廃棄物のことについて、理由書に明記する必要があるのかと感じた。このことについて説明してほしい。

【回答】

周辺住民の方々のご理解ということでは、現在、協議をし、解体予定までの話は進んでいるところです。また、工事に着手するときは、改めて説明をすることになっています。

災害廃棄物処理計画では、必ずしも具体的な場所まで明記するというものではありませんが、用途として、災害が起きた時の仮置場の候補地の一つと考えています。

【質問】

災害廃棄物の仮置場というのは、大震災が起きたら急遽、設置されるものと認識している。そもそも仮置場というのは、あらかじめ決めておくものなのか。それとも大震災が起きた時に急遽、行政が適当に仮置場を作ってしまうものなのか。

【回答】

仮置場は、震災が起きた時に早急に用意しなければならないので、適した場所があればあらかじめ決めておく方法もありますが、実際には、災害廃棄物発生時の地域ごとの状況を勘案し、臨機応変かつ迅速に決定するものと考えています。

候補地となる場所をある程度洗い出しておき、災害廃棄物が発生した時に行政がどのように決定するのかというプロセスを計画に定め、震災発生時には、これに基づいて実際に使用する仮置場を具体的に決めることになるものと考えています。

【質問】

理由書というのは、この文面がどこかに公開されるものなのか、あるいは災害廃棄物の仮置場の1つとして活用を検討していますとの文を削除できるものなのか。

【回答】

各委員のお手元に届けている議案というのは都市計画法に基づいて、案の概要縦覧、案の縦覧とプロセスを得て策定された議案となっています。よって、審議会に諮って可決され、所要の都市計画手続きを終えた後、永久縦覧として、理由書の文面は残ります。

【質問】

災害廃棄物の仮置場として、市は方向性を決めるということで理由書に記載したという理解でよろしいか。

【回答】

今回の都市計画の変更の主旨は、野尻町に東総地区クリーンセンターができて、この旧清掃センター跡地について、都市計画の位置づけを廃止するものです。これから旧清掃センターを解体して更地にするのですが、今後もゴミ処理の関係用地として引き続き保有し、何かあった場合は活用する。その何かあった時の活用の1つとして、災害が起きた時の仮置場に活用したい旨を示した次第です。

【質問】

将来的に、仮置場が他のところにあるということになれば、旧清掃センター跡地を売却し、市の財産になればと考えるが、そのような考えはないのか。

【回答】

将来的に、有効活用できる方法が見つかれば、事情が変わることもあり得ますが、解体後、暫くは地盤が安定するまで更地として保持していきたいと考えています。

【質問】

旧清掃センター周辺は、住居などがあまりないところなので、更地にした後の管理が重要と考える。簡単に出入りができるような状態のまままだといい環境にならないと考える。

【回答】

解体後、除染もしますが、外側のフェンスは残し、勝手に人が出入りするような場所にならないようにします。